

平成30年第2回五戸町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年2月13日(火) 午前9時30分から10時37分まで

2. 開催場所 五戸町役場 3階 第1・2委員会室

3. 出席委員 (17人)

会長 岩井 壽美雄 君	会長職務代理者 大沢 トモ子 君
3番 時田 宏 君	4番 川崎 良巳 君
5番 佐々木 一 榮 君	6番 高村 國昭 君
7番 中里 光明 君	8番 竹原 誠 君
9番 佐々木 喜克 君	10番 鈴木 幸雄 君
11番 三浦 弘文 君	13番 鳥谷部 甚一郎 君
14番 北村 勉 君	15番 柏田 雅俊 君
16番 森田 英里子 君	17番 鳥谷部 孝雄 君
19番 中川原 隆雄 君	

4. 欠席委員 (2人)

12番 豊川 敏雄 君	18番 三浦 房雄 君
-------------	-------------

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 業務報告

第3 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理
について

第4 議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第9号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可
に係る意見について

議案第10号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計
画の承認について

議案第11号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について

議案第12号 五戸町農業委員会の農地利用最適化推進委員の辞
任について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	竹 洞 晴 生 君
事務局次長・総務班長事務取扱	赤 坂 真 弓 君
主 幹	黒 沢 満 尋 君
主 幹	早 狩 千 春 君

7. 会議の概要

会 長（岩井） ただ今から平成30年第2回総会を開会いたします。

本日は、大変お忙しいところ御参集くださいまして厚くお礼申し上げます。

本日の総会の議事日程はお手元に配布してありますとおり、報告第2号の1件及び議案第8号から第12号までの5件です。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

事務局（竹洞） 本日は、12番豊川敏雄委員及び18番三浦房雄委員から欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。

出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、五戸町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行をお願いいたします。

議 長（岩井） これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行いません。

五戸町農業委員会会議規則第17条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（岩井） それでは、6番 高村 國昭 委員 及び
14番 北村 勉 委員

をお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の赤坂真弓事務局次長・総務班長事務取扱と早狩千春主幹を指名いたします。

議 長（岩井） それでは、日程第2、業務報告について、事務局より説明をお願いします。

事務局（赤坂） 〔業務報告の朗読及び説明〕

議 長（岩井） それでは、私が今月の6～7日に浅虫で行われた会長研修会に

出席しました。

中身ですけれども、農地利用最適化の会議でも（説明が）ありましたが、農業経営の収入保険事業、この事業について共済組合の職員から説明を受けました。その他、農用地利用配分計画の認可及び地域利用集積協力金交付対象の考え方の見直しということで、県で考え方を見直したということの説明がありまして、この2件については、平成29年9月25日に施行された土地改良法等の一部改正に伴って、機構が借り入れる土地について、自作地を自分の配分計画に入れてもいいよと、今まで県ではダメだと言っていたそうです。ところが、土地改良法を改正したことに伴って、県の農地中間管理事業の推進に関する基本方針、それから青森県農地中間管理機構農地中間管理事業規程に適合する場合に、自分が貸し付けた土地を自分が借りるということも配分計画の中で認めますという内容の説明がありました。

その他、年金の推進とかいろいろありましたけれども、当五戸でもマイナス2ということだったんですけれども、いま推進して計画は達成できる見通しだということですので、皆様のご協力感謝申し上げます。以上です。

8 番（竹原） 今回の会長の話とは関係ないかもしれないけれども、2月7日の中間管理事業の関係の、この前ちょっと聞いてたけれども、この前チラッと耳にしたんだけれども、県の合同庁舎の方に中間管理機構に関わる非常勤ではないか、担当者みたいなのが2人だかいるって。その方々は我々農業委員と市町村とか県の機構との橋渡し役なのか。

事務局（赤坂） いや、その方も、出し手と受け手の仲介役です。出し手からここを貸したいって来れば、それを誰に貸すかという仲介役ですね。

8 番（竹原） それは我々農業委員との関わりはすごく深いんだよな。

事務局（赤坂） そうです。なので、連携を密にとってやってくださいということになっています。

8 番（竹原） それはまあ県の方の指導で。

事務局（赤坂） ええ、はい。

8 番（竹原） この地域のこの人んどは、合同庁舎にいるったど。

事務局（赤坂） そうですね。

8 番（竹原） この人んどは、せば2人三八の担当づごど？

事務局（赤坂） 三八は2人なのかな、ちょっとはつきり分からないけど。五戸は●●●●さんって、前●●職員だった…

8 番（竹原） はあはあ、川内の、元●●。

事務局（赤坂） ですので、機会がありましたら…

8 番（竹原） あの人んどああんだどむったど接触はしてるの？

事務局（赤坂） ほとんど農林課ですけど、農林課に来ればこっちとも話したりしてやってましたけれども。

8 番（竹原） おらさもいづがこのメンバーの面っこ見へでければいいんだよな。

事務局（赤坂） 去年の8月、1回目の研修会の時出てもらったたんですけど。

8 番（竹原） ああそっか。わ病院にいだとぎだ。
分かったようで分かりました。

議 長（岩井） よろしいでしょうか。その他、なければ、以上で日程第2の業務報告を終わります。

議 長（岩井） 次に、日程第3、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局（早狩） 議案書の1ページ報告第2号と参考資料の1ページをご覧ください。報告は4件上がっています。

1番の農地は、浅水の岩ノ沢●●と前川原●●、前川原●●、3筆とも田になっています。賃貸人・賃借人はご覧のとおりで、理由は、

賃借人の方が体が思うように動かなくなったので合意解約ということ
とで上がってきました。

2番のほうは、大字切谷内字新山尻●●で、賃貸人・賃借人はご覧
のとおりで、賃借人の父が亡くなったことにより合意解約となってい
ます。

3番は、倉石石沢の駒袋●●の畑で、賃貸人・賃借人はご覧のと
おりで、次に借りる人が見つかったため合意解約となっています。

4番は、塚無岱の2筆で、どちらも畑で、こちらは中間管理機構を
通して賃貸借ですが、当初は塚無岱●●で、●●平方メートルの内の
●●と●●の、一部合意解約となっています。

議 長（岩井） ここで暫時休憩します。

（休憩）

議 長（岩井） 休憩を解いて議事に入ります。

ただ今の報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

（質問・意見なし）

議 長（岩井） よろしいでしょうか。特に発言がないようですので、以上で
報告第2号を終わります。

議 長（岩井） ここで農地調査会、今月担当調査委員は

10番 鈴木幸雄 委員

16番 森田英里子 委員です。

調査委員席にご着席ください。

（調査委員着席）

議 長（岩井） それでは、日程第4の議案第8号「農地法第3条の規定による
許可申請について」を議題とします。

ここで、議案第8号の10番については、●●●●委員に関する事
案であるため、議事参与が制限されますので、審議終了まで退席を
お願いします。

(●●●●委員退席)

議長(岩井) 議案第8号の10番について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局(早狩) 議案書の7ページ議案第8号の10番をご覧ください。

農地の所在は、上免内●●の畑、面積は●●平方メートルになっています。譲渡人・譲受人はご覧のとおりです。売買になっています。

参考に売買価格をお知らせします。売買価格は●●円、10アール当たりになりますと●●円となっています。

以上です。

議長(岩井) ただ今の説明に関連して、担当調査委員を代表して森田英里子委員から現地調査の結果報告をお願いします。

森田英里子調査委員 はい。座ったままで失礼します。農地法第3条の許可申請に係る現地調査の結果を報告いたします。

総会提出議案書の7ページと参考資料の59ページをご覧ください。2月2日に、岩井会長と鈴木幸雄委員及び事務局職員3名と現地調査を行いました。

10番は、譲渡人が体が不自由になって耕作できなくなったため、隣接農地を所有する譲受人に売買を申し出て、売り渡すことになったものです。譲受人はネギを作付けするそうです。

以上です。

議長(岩井) ありがとうございます。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岩井) よろしいですか。それでは採決します。

議案第8号の10番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長(岩井) 全員賛成ですので、議案第8号の10番は原案のとおり決定い

たしました。

ここで、●●●●委員を入室させてください。

(●●●●委員入室・着席)

議長(岩井) それでは、引き続き議案第 8 号について事務局より説明をお願いいたします。

事務局(早狩) 議案書の 2 ページ議案第 8 号をご覧ください。

今月の農地法第 3 条許可申請は 1 議案 13 件です。すべて売買による所有権移転に関する申請です。

1 番から 13 番まで、別添調査書にありますとおり農地法第 3 条第 2 項各号に該当するものではありません。

ともに経営規模拡大と農業経営の安定を図るものであり、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題はなく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

参考に売買価格をお知らせします。1 番の売買価格は●●円、10 アールあたりにしますと●●円、2 番の売買価格は●●円、10 アールあたりにしますと●●円、3 番の売買価格は●●円、10 アールあたりにしますと●●円、4 番の売買価格は●●円、10 アールあたりにしますと●●円、5 番の売買価格は●●円、10 アールあたりにしますと●●円、6 番の売買価格は●●円、10 アールあたりにしますと●●円、7 番の売買価格は●●円、10 アールあたりにしますと●●円、8 番の売買価格は●●円、10 アールあたりにしますと●●円、9 番の売買価格は●●円、10 アールあたりにしますと●●円、11 番の売買価格は●●円、10 アールあたりにしますと●●円、12 番の売買価格は●●円、10 アールあたりにしますと●●円、13 番の売買価格は●●円、10 アールあたりにしますと●●円、となっています。

以上です。

議長(岩井) ただ今の説明に関連して、森田英里子委員から現地調査の結果報告をお願いいたします。

森田英里子調査委員 はい。改めて、総会提出議案書の 2 ページ議案第 8 号と参考資料の 10 ページをご覧ください。10 番と同様に 2 月 2 日に現地調査を行いました。

1 番は、譲渡人が●●市に住んでおり、今後も自分で耕作する見込みがないため、親戚が代表を務める譲受人に売り渡すものです。譲受人は、水稻とニンニクの作付を拡大するそうです。

2 番は、譲渡人が高齢で耕作が困難になったため、知人が代表を務める譲受人に売り渡すものです。譲受人は、水稻とニンニクの作付を拡大するそうです。

3 番は、譲渡人が高齢で後継者もないため、親戚である譲受人に売り渡すものです。譲受人は、牧草を作付けするそうです。

4 番は、譲渡人が財産処分のため、10 年ほど前から貸借により当該農地を耕作している譲受人に売り渡すものです。譲受人は、引き続き長芋・ゴボウ等を作付けするそうです。

5 番は、譲渡人が勤め人で、今後も耕作する見込みがないため、譲受人に売り渡すものです。譲受人は、長芋を作付けするそうです。

6 番は、譲渡人が経済的な理由から、譲受人に売買を申し出て売り渡すことになったものです。譲受人は、長芋・ゴボウの作付けを拡大するそうです。

7 番は、譲受人が自宅の隣接地で自家用野菜を栽培するため、譲渡人に売買を申し出て買い受けることになったものです。

8 番は、以前から使用貸借により譲受人が耕作している農地で、譲渡人は今後も当該農地を耕作する見込みがないため、売買を申し出て売り渡すことになったものです。譲受人は、引き続き水稻を栽培するそうです。

9 番は、現在作付けしておらず保全管理の状態、隣接農地を所有する譲受人の希望により売り渡すことになったものです。譲受人は、水稻を作付けするそうです。

11 番は、面積の小さい三角形の畑で、譲渡人が所有する他の農地からも離れているためほとんど利用されていませんでしたが、隣接地を所有する譲受人が買い受けを申し出て売買することになったものです。譲受人は、自己所有地と一体的に耕作するそうです。

12 番は、譲渡人がリンゴを栽培していた農地ですが、高齢で農作業が困難になり、病害虫発生の恐れがあるため放置しておくこともできないので、隣接農地を所有する譲受人と協議して売買することになったものです。譲受人は、長芋・ニンニクの作付けを拡大するそうです。

13 番は、譲渡人が破産管財人としてあっせんの申し出をした農地で、買い手を募集したところ応募者は譲受人のみでしたが、経営面積があっせん基準に満たなかったため、農地法第 3 条で売買するこ

とになったものです。譲受人は、ズッキーニを作付けするそうです。
以上で調査結果の報告を終わります。

議長（岩井） ありがとうございます。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

14番（北村） 13番についてもう1回説明してください。面積が足りないとかいうことでしたが。

事務局（竹洞） 最初あっせんの申し出がありまして、広報で買い手の募集をしました。そうしたら今回の譲受人から買いたい旨申し出があったんですけれども、譲受人は新規就農者というか農業を始めて日が浅いので経営面積があっせんを受けるための基準面積に達していなかったと。それで今回あっせんではなく3条での売買となったものです。

19番（中川原） さっきの北村さんの意見なんですが、おそらく基盤法の実績が該当するということを説明しなかったと思います。北村さんはおそらく下限面積の30アールだけが頭に入っていて。そこから辺をもう少し、事務局として、あっせんは基盤法でやりますよとか、もう少し丁寧な説明をした方がよろしいかと思いますので、分かる範囲内で再度説明願いたいと思います。

事務局（竹洞） あっせんで購入するためには経営面積が、1.62ヘクタールだったかと思いますが、その分の経営面積がないとあっせんでは、基盤法で農地を取得することはできないと。それで、そのあっせん基準面積に達していないので今回は農地法での売買ということになりました。

8番（竹原） 4ページですけれども、さっき聞き逃したかと思いますが、4ページの2番の畑と田んぼとあるんだけど、田んぼは水稻、作付けて、畑はニンニクだったか。

事務局（早狩） 畑はニンニクか長芋だと思うんですよ。

8番（竹原） 思う？はっきりしないのか。

事務局（早狩） 有限会社●●さんでやっているのはニンニクと長芋って聞いているので、ニンニクか長芋を作付けすると思います。

8 番（竹原） そうというのは調査会の時確認してないの。

会 長（岩井） 補足します。作物の何を付けるかという質問に対してまだ決めていないと。何を付けるかは決めていないけれども、圃場、園地を見て決めるという回答でございます。田んぼの上の方にある畑です。面積かなり●●さんはやっているの、園地を見て決めたいという話でした。中身的にはどこに何を付けるかまだ決めていないと。1番の農地もありますので、●●さんから買う、1番の農地も●●さんが買い受けることになっていますので。

8 番（竹原） 知ってる方もいると思うけれども、ニンニクの場合けっこう周りの人が気にするわけ、今の時代。というのは、この間も●●で研修があって私も参加してきたけども、種にするんだたらとにかく他の人の風上に植えろというんだ。いわゆる、病気がうつりやすいと。言えば何だけこの譲受人の方は私の地区でもあって、はっきり言って評判が良くないんですよ。その辺のことを含めて。周りの人たちはやっぱりこれから、これからというか今雪の中にいるんだけども、今年の作付けにはやっぱり考えるだろう。そういう意味で私は聞いているわけです。まずそういう時代ですので、その時点でやっぱり、作物が確認できたら、こうこうこうですからお互いに気をつけてみたいアナウンスの役目もあると思うんだよ。

2 番（大沢） 5番の●●●●さんて、アパート経営なさっている●●さんでしょうか。

事務局（竹洞） その通りです。アパート経営している方です。

2 番（大沢） この方、農業できるんですか。

事務局（竹洞） 自宅の隣に1反歩程度ですけど畑があって耕作しているようですので、ここで長芋をやってみたいというお話でした。

議 長（岩井） ここで暫時休憩します。

(休憩)

議長(岩井) 休憩を解いて議事に入ります。
他に質疑ありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長(岩井) それでは採決いたします。
議案第8号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長(岩井) 全員賛成ですので、議案第8号は原案のとおり決定いたしました。

議長(岩井) 次に、議案第9号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局(黒沢) 議案書の9ページ議案第9号をご覧ください。

今月の農地法第5条許可申請は1議案2件です。

1番の所在は字古館向●●、地目は畑、面積は●●平方メートルです。転用目的は宅地で、一般住宅の建築となります。農地区分は農用地区域外農地で、第3種農地と判断いたします。

2番の所在は字塚無岱●●、地目は畑、面積は●●平方メートルです。転用目的は宅地で、一般住宅の建築となります。農地区分は農用地区域外農地で、第1種農地と判断いたします。

以上です。

議長(岩井) ただ今の説明に関連して、担当調査委員を代表して鈴木幸雄調査委員から現地調査の結果報告をお願いいたします。

鈴木幸雄調査委員 それでは、農地法第5条の許可申請にかかる現地調査の結果を報告いたします。

総会提出議案書の9ページ議案第9号と参考資料の67ページをご

覧ください。

11月1日に、岩井会長、森田委員及び事務局職員3名と現地調査を行いました。

1番は、借家住まいの夫婦が自己住宅建設のため、夫の父が所有する農地を使用貸借で借り受けるものです。北側及び東側が宅地、西側が畑、南側は町道になっています。生活排水は公共下水道に接続する計画で、周囲に影響がないことを確認しております。

2番は、借家住まいの夫婦が自己住宅を建設するために、親戚の所有する農地の一部を買い受けるものです。共働きで、小さい子どもがいるため、妻の実家に隣接した当該地を選定したということです。北側、東側及び西側が畑、南側が宅地になっています。生活排水は合併浄化槽で処理する計画で、周囲に影響がないことを確認しております。

以上で終わります。

議長（岩井） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

17番（鳥谷部孝） これ、賃借の土地なんだけど、借りる期間は何十年でもいいのか。50年でも100年でも。これに限度はないのか。この契約は20年だが、例えば、50年とか100年といたら永久に借りてばかりやっているんだが、何十年もやってたら自己所有になるとかされないものか分からないか。

議長（岩井） 親子の貸借なので、20年で決めてるけども、当然親が死ねば相続という関係もありますけれども。決め方は普通20年、の使用貸借の無料ですね。賃貸借じゃありませんので。詳しいことは私も分かりませんが、大体親子関係は使用貸借で締結しておりますけれども。

なんか、民法と農地法の違いがあるそうですけれども。20年というのは民法から来た20年だそうです。

議長（岩井） その他、ご質問ございますか。

（質問・意見なし）

議長（岩井） よろしいでしょうか。それでは採決します。

議案第9号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長(岩井) 全員賛成ですので、議案第9号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

また、農地調査委員の方々、ご説明ありがとうございました。指定席にお戻りください。

(調査委員指定席に戻る)

議長(岩井) 次に、議案第10号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題とします。

ここで、議案第10号の1番については、●●●●委員に関する事案であるため、議事参与が制限されますので、審議終了まで退席をお願いします。

(●●●●委員退席)

議長(岩井) 議案第10号の1番について、事務局より説明をお願いします。

事務局(黒沢) 議案書の10ページ議案第10号の1番をご覧ください。

農地の所在は大宇扇田字扇田●●、地目は田、面積は●●平方メートル、5年間の賃貸借となり、賃借料は1年で●●円となります。以上です。

議長(岩井) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質問・意見なし)

議長(岩井) よろしいでしょうか。それでは採決します。議案第10号の1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長(岩井) 全員賛成ですので、議案第10号の1番は原案のとおり決定しました。

ここで、●●●●委員を入室させてください。

(●●●●委員入室・着席)

議長(岩井) 引き続き、議案第10号について事務局より説明をお願いします。

事務局(黒沢) 議案書の10ページ議案第10号をご覧ください。

五戸町長より平成30年1月25日付け五農林第419号で、農用地利用集積計画の決定を求められています。1議案22件です。合計面積は108,023平方メートルです。

今月は、22件の内新規の設定は18件、面積は96,795平方メートル、再設定は4件で面積は11,228平方メートルとなります。

1番から4番までは新規の設定となります。地目は1番、2番、4番は田、3番は畑で、4件とも賃貸借となります。

5番から8番までは再設定となっております。地目は5番が畑、6番、7番、8番は田となっております。賃貸借になります。

9-1から9-3までは新規の設定となり、地目は田、こちらは10年間の賃貸借となっております。

10-1から10-11までの11件は、中間管理機構への新規での貸出しとなります。11件の内、田が3件、畑が8件となっております。

今年度まだ途中ですが、中間管理機構への貸出しは、合計で27.1ヘクタールとなっております。

以上です。

議長(岩井) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

議長(岩井) よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長(岩井) それでは採決いたします。議案第10号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 (岩井) 全員賛成ですので、議案第 10 号は原案のとおり決定いたしました。

議 長 (岩井) 次に、議案第 11 号「荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 (赤坂) 議案書の 16 ページ議案第 11 号と参考資料の 90 ページをご覧ください。

「荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について」でございます。平成 29 年 10 月 27 日に実施した農地法第 30 条の利用状況調査及び荒廃農地の発生解消状況に関する調査の結果、「農地法の運用について」第 4 の (4) に該当し、農地法第 2 条第 1 項の農地に該当するか否かについて判断を求めるものでございます。

1 筆で、11,525 平方メートルでございます。

議 長 (岩井) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (岩井) それでは採決いたします。議案第 11 号について、非農地と判断することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 (岩井) 全員賛成ですので、議案第 11 号は非農地と判断することに決定しました。

議 長 (岩井) 次に、議案第 12 号「五戸町農業委員会の農地利用最適化推進委員の辞任について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 (赤坂) 議案書の 17 ページ議案第 12 号をご覧ください。

「五戸町農業委員会の農地利用最適化推進委員の辞任について」
でございます。次の者から五戸町農業委員会の農地利用最適化推進
委員を辞任したい旨申し出があったので、農業委員会等に関する法
律第 23 条の規定により同意を求めるものでございます。

申し出のあった方はご覧のとおりです。以上です。

議 長（岩井） ここで暫時休憩します。

（休憩）

議 長（岩井） 休憩を解いて会議を再開します。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（岩井） それでは採決します。議案第 12 号について、同意することに
賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議 長（岩井） 全員賛成ですので、議案第 12 号はこれに同意することに決定
しました。

議 長（岩井） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これをもって、五戸町農業委員会第 2 回総会を閉会いたします。

五戸町農業委員会会議規則第17条第1項の規定によりここに署名する。

平成30年2月13日

五戸町農業委員会総会議長

議事録署名委員

議事録署名委員